



2024年7月12日

各 位

会社名 株式会社E n j i n
代表者名 代表取締役社長 本田 幸大
(コード番号: 7370 東証グロース)
問合せ先 取締役 執行役員
コーポレート本部本部長 平田 佑司
(TEL 03-4590-0808 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社E n j i n (以下、「当社」) は、2024年6月13日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2024年8月23日開催予定の第18回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」)で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。また、今後の事業内容の拡大へ対応するため、事業目的を追加するため定款の会社の目的についても追加を要することから、2024年7月12日付の取締役会において、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動につきましては、2024年6月13日付の「役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の目的

1. 事業目的の追加

今後の事業内容の拡大に対応するため、事業目的を追加いたします。

2. 監査等委員会設置会社への移行

2024年6月13日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行のお知らせ」に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

2024年8月23日(予定) 定款変更のための株主総会開催日

2024年8月23日(予定) 定款変更の効力発生日

(4) その他

本定款変更の効力は、本定時株主総会において、定款変更議案が原案通り承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以上

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (8) <u>人材紹介業</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (9) 不動産賃貸業 (10) 前記各号に附帯する一切の業務 (機関構成) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第7条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 第3章 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p>	<p>第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>有料職業紹介事業</u> (9) <u>労働者派遣事業</u> (10) <u>ベンチャー企業及びスタートアップ企業への投資及び育成</u> (11) <u>投資ファンドの設立、運営及び管理</u> (12) <u>投資先企業に対する経営指導及びアドバイザリーサービスの提供</u> (13) 不動産賃貸業 (14) 前記各号に附帯する一切の業務 (機関構成) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第7条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定める。 第3章 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (取締役の任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員であ</u></p>

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 監査役の員数は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

る取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(削除)

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規定による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(削除)

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権に加わることのできる監査等委員が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。

(削除)

(削除)

<p>第6章 会計監査人 第<u>40</u>～<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第<u>42</u>～<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第36～37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第38～<u>41</u>条 (現行どおり)</p> <p>(附 則) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、第18回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>
---	---